

みんな
知っているかな?

としまく 豊島区



こ けんり かん じょうれい 子どもの権利に関する条例



いっしょ かんが
一緒に考えよう

SDGs 未来都市としま

TOSHIMA CITY | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

4 質の高い教育を みんなに	10 人や団の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	16 平和と公正を すべての人に
-------------------	---------------------	----------------------	---------------------

としまく こ きぼう いま い しだい にな ねが
豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、
へいせい としまく こ けんり かん しょうれい せいてい
平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

子どものみなさん

あなたの人生の主人公はあなたです

あなたのことは、あなたが選んで

決めることができます

失敗しても、やりなおせます

困ったことがあったら、

助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、

あなたの立場に立って、

あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく

生きていけるように、

いつしよに考えていきましよう

あなたという人は、

世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

条例前文より

✿ 子どもとは ✿

さい みまん ひと
18歳未満のすべての人

さい いじょう さい みまん がっこう こ かん しせつ ざいせき ひと
18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している人

大切な 子どもの 権利

権利って なんだろう？

「権利」とは、人として生きるために、どんな人にも認められ、守られるものです。子どもも一人ひとりがかけがえのない存在です。他の人とお互いに権利を尊重し合うことが大切です。

豊島区は、子どもたちの「大切な権利」として大きく7つ定めているよ！



大切な 7つの権利

みんなが持っている自分らしく健やかに成長するための大切な権利

- 安心して生きること
- 個性が尊重されること
- かけがえのない時間を過ごすこと
- 自分で決めること
- 思いを伝えること
- 支援を求めること
- 社会の中で育つこと

7つの権利をひとつずつ、次のページから紹介するよ

こ 個

せい そんちょう 性が尊重されること



じぶん い 自分らしく生きていこう！

子どもは、一人ひとりの違いが個性として認められます。
それぞれの可能性を大切にしながら自分らしく成長することが
できます。

また、人に知られたくないことや秘密が守られ、プライバシーが尊重されます。

としまく こ けんり かん じょうれいたい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第7条より



じぶん
自分がやりたいことをやろう！

こどもは、自分の成長に合わせて、自分のことを決めることができます。

自分のことを決めるときに必要な情報について、周りのおとなからわかりやすく説明してもらうことができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第8条より



つた いを伝えること



じぶん きも つた 自分の気持ちを伝えよう!

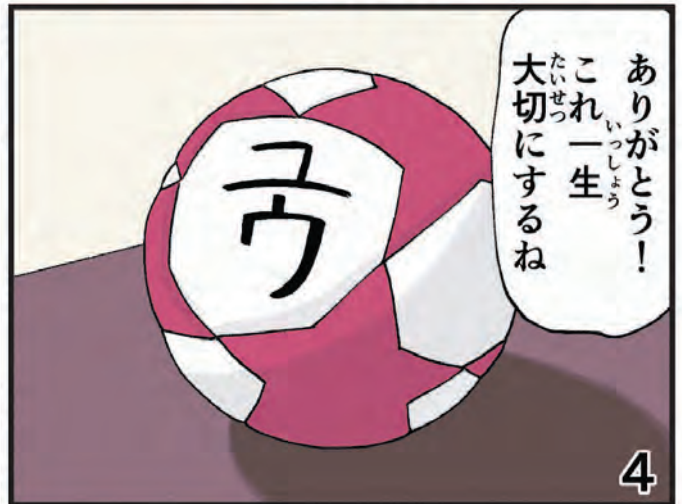
こ じぶん おも かんが
子どもは、自分の思っていることや考えたことをおとなに
つた
伝えることができます。その意見は「子どもだから」と軽く扱
われることはありません。

じぶん おも じゆう ひょうげん なかま あつ かつどう
また、自分の思いを自由に表現したり、仲間と集まって活動
することができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第9条より

か

とき す けがえのない時を過ごすこと



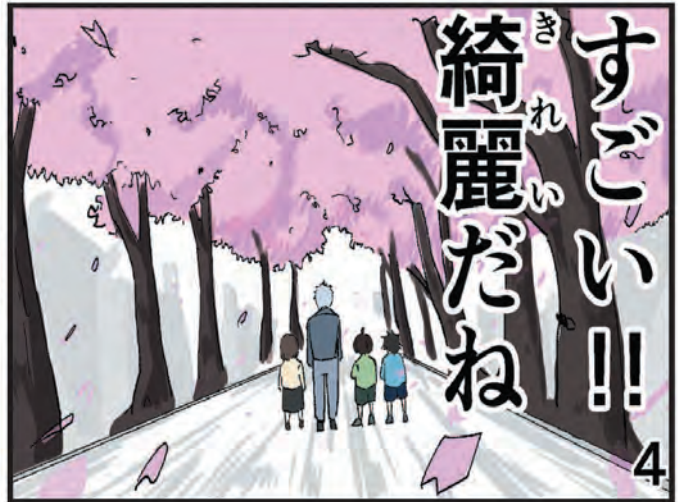
いま とき たいせつ 今しかない時を大切にしよう!

子どもは、自分の成長に合わせて遊んだり、学んだり、仲間と集まることができます。また、ゆったりと休んだり、自由な時間を過ごすことができます。

自由な時間の中で、色々な文化や芸術、スポーツに触れることで、自分らしく成長することができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第10条より

かい なか そだ
会の中で育つこと



きみ ちいき なかま
君も地域の仲間だよ!

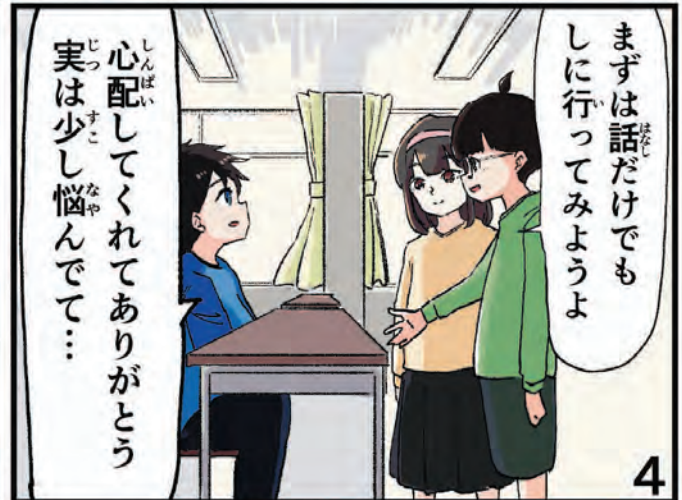
子どもは、大切な地域の一員です。地域の一員として、地域活動に参加することができます。

また、地域の文化や伝統を学び、自分の地域をよりよく知ることができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第11条より

支

えんもと 援を求めること



きみひとり 君は一人じゃないよ!

子どもは、自分が不安に思うことや困っていることを相談することができます。

虐待や体罰、いじめなどで自分の心や体が傷つけられそうなどときには、周りのおとなに助けを求めることができます。

としまく こ けんり かん しょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第12条より

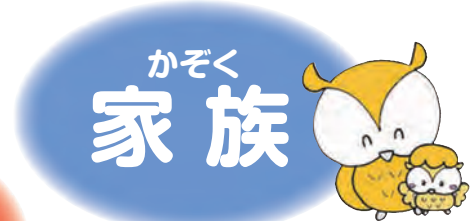
たいせつ けんり きず まえ
大切な権利が傷つけられる前に

そうだん ひと そうだん
相談しやすい人に相談しよう!

こま 困ったことがあったら、かぞく がっこう ちいき なか そうだん
家族や学校や地域の中で相談しやすい
ひと はな はなし き
人に話してみよう。みんなの話をしっかり聴いてくれるよ。



としまく
豊島区

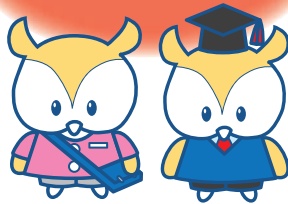


かぞく
家族

こ
子ども



がっこう
学校



ちいき
地域

みんなは「アシスとしま」を知っているかな?

だれ そうだん よ
誰に相談すれば良いのかわから
ないときは、としまく
豊島区にある
「アシスとしま」に相談してみよう!
どんなことでも、やさしくお話を
はな
き
聴いてくれるよ。

豊島区子ども若者総合相談
アシスとしま

どこに、誰に話したらいいかわからなかった
あなたの“気持ち”“思い”を聞かせてください!

一人で抱え込まないで!
全力でアシスとしまします!

対象 子どもとおおむね 39 歳までの若者

ホームページ

「アシスとおはなし」も使ってみてね!

くりつ しょうちゅうがっこう かよ
区立の小中学校に通っているみんなは、タブレット
パソコンから「アシスとしま」へメッセージを送る
おく
ことができるよ!



たいせつ けんり
もし、大切な権利が

きず
傷つけられてしまったら

そう だん しつ こ けんり そうだんしつ
ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)

まも
が、みんなのことを守ってくれるよ!

こ
子どもたちの
たいせつ けんり
大切な権利を
まも
守ります



こ けんり ようこ
子どもの権利擁護
いいん
委員は、みんなの
たいせつ けんり
大切な権利を守る
ためにかつどう
活動しているよ。

たいせつ
みんなの大切な
けんり きず
権利が傷つけられ
てしまったら、すぐ
そうだん
に相談してね!



こ けんり いがい
子どもの権利以外
にも、ともだち
お友達のこと
や、がっこう
学校のこと、
かぞく
家族のことでも、
こま
困ったことがあつ
たら、えんりよ
遠慮せずに
なん はな
何でも話してね!

つき かい ちゅうこうせい
月に1回、中高生

センタージャンプ
き
にも来てくれるよ



どんなものがあるのかな？

じょうれい

もと

としまく

とりく

条例に基づく豊島区の取組み

じょう
4条

としま子ども月間

★ 11月は「としま子ども月間」。子どもの権利について
たくさんの人に知ってもらおうための広報活動や
イベントを実施しているよ。



じょう
20条

としま子ども会議

★ 子どもたちの意見表明や社会参加の場として
実施しているよ。他の子どもたちとも交流
することができるから、参加してみてね。



じょう
21条

子どもスキップ、中高生センタージャンプ

★ 休んだり、遊んだり、勉強したり、安心して過ごせる大切
な「居場所」として、スキップやジャンプなどの施設が
あるよ。



ここに書いていること以外にもみんなの
日常生活の中で条例に関する取組みは
たくさんあるよ



「豊島区子どもの権利に関する条例」はこちら



しょうかい ご 紹 介

このパンフレットの表紙や4コママンガは、令和
3年度に開催した「トキワ荘のまち4コママンガ大
賞」に入賞した、代々木アニメーション学院の漫
画家を目指す2名の学生さんが描いてくれました。



たきた ひびき さま
瀧田ひびき 様

せいさくかしょ 制作箇所

ひょうし 表紙

- 4P 安心して生きること
- 5P 個性が尊重されること
- 6P 自分で決めること



おかだ なおや さま
岡田直弥 様

せいさくかしょ 制作箇所

ひょうし 表紙

- 7P 思いを伝えること
- 8P かけがえのない時を過ごすこと
- 9P 社会の中で育つこと
- 10P 支援を求めること

なまえ
※お名前はいずれもペンネームです



こま なや そうだん 困ったり、悩んだりしたとき、相談できます

あなたが、困ったり、不安なことがあるときは、ひとりで抱え込まないで、相談してください。相談した内容や、他の人に知られたくない「ひみつ」は守られます。相談しやすいところや方法を選んで相談してね。すべて、日曜日・祝日や年末年始はお休みです。

そうだんしつ こ けんり そうだんしつ ふくろう相談室 (としま子どもの権利相談室)



あなたが自分らしく、楽しく毎日過ごせるようにどうしたら良いか一緒に考えます。友達のこと、学校のこと、おうちでのこと、体のこと、あなたのお話をじっくり聞きます。

場所 豊島区雑司が谷 3-1-7 千登世橋教育文化センター1階
電話番号 03-5985-9580
メール kodomosoudan@city.toshima.lg.jp
受けつけ時間 火曜日～金曜日：午前10時～午後5時45分

この二次元コードからメール送信フォームにつながります



こ もの こう そうだん 子どもわか者そう合相談「アシスとしま」

学校のこと、ふだんの生活、おうちのことなど、どんななやみでも相談できます。区役所のまど口でも、電話、メールでも相談を受けつけています。

場所 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所4階11番まど口
電話番号 03-4566-2476
メール A0017309901@city.toshima.tokyo.jp

「アシスとおはなし」

区立小中学校のクロームブックで「アシスとおはなし」のアイコンをタップすると、フォームから相談できます。



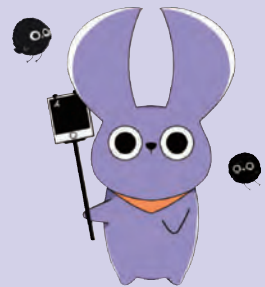
受けつけ時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分

としま子どもなんでも相談「なやミミフリーダイヤル」

友だちのことや家族のことなど、心配なことがあったら何でも電話で相談できます。電話のお金はかかりません。

電話番号 0120-618-471

受けつけ時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後6時
土曜日：午前9時～午後5時



としまく こ けんり かん じょうれい しゅうちよう 豊島区子どもの権利に関する条例周知用パンフレット

発行 令和4年3月(令和8年3月改定)

豊島区子ども家庭部子ども若者課 子どもの権利擁護グループ

〒171-0032 豊島区雑司が谷 3-1-7 千登世橋教育文化センター 1階

電話：03-4566-2402

制作協力 代々木アニメーション学院